

令和7年度 私立学校教員向け奨学金返還支援事業 補助金交付候補者 募集要項

東京都は、若者の経済的負担の軽減と東京の将来を支える人材の確保に向け、都内の私立幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、幼保連携型認定こども園の正規の教員（以下、「私立学校教員」という。）として本事業開始以降採用された方を対象に、正規の私立学校教員として長期的に勤務されること等を条件として、日本学生支援機構その他都が認める機関（以下「奨学金貸与団体」という。）から大学等在学時に貸与を受けた奨学金の返還を支援する事業（以下「本事業」という。）を実施します。（都内公立学校教員等に採用された方は[こちら](#)をご覧ください）

本事業により奨学金返還の補助金を受けるためには、都に[補助金交付候補者としての認定申請](#)を行い、[あらかじめ都の認定を受けておく必要があります。](#)

この案内は、令和7年4月1日から本募集申請べ切日である12月15日までに、正規の私立学校教員として新規で採用された方を対象に、奨学金貸与団体への奨学金の返還支援を希望する方を募集するものです。学生時代に貸与型の奨学金を受けていた私立学校教員の方は、この機会にぜひ本事業をご活用ください。

1 補助金交付までの主な流れ

	時 期	手続を行う者	内 容
1	<u>令和7年11月4日(火)</u> <u>～ 令和7年12月15日(月)</u>	本人 ⇒ 都	・ 補助金交付候補者 認定申請
2	令和8年2月頃	都 ⇒ 本人	・ 補助金交付候補者 認定通知
3	令和8年3月頃	都 ⇒ 本人	・ 補助金交付申請書 提出依頼
4	令和8年4月末まで	本人 ⇒ 都	・ 補助金交付申請書 提出
5	令和8年5月末頃	都 ⇒ 本人	・ 補助金交付決定通知
6	令和8年6月以降	都 ⇒ 奨学金貸与団体	・ 補助金交付（代理返還）
	その後、最長採用11年目まで、上記3～6を毎年度の同じ月頃に実施		

今回の
募集

2 補助金交付対象者

申請日現在で、以下の全てに該当する方は、[交付候補者の認定を申請](#)することができます。

- （１）令和7年4月1日以降、本募集申請べ切日までに都内の私立学校の正規の教員として採用され、雇用主である学校法人等が加入している私立学校共済組合等に加入している方
- （２）私立学校に1週間当たり5日（定時制にあっては4日）以上勤務している方
- （３）勤務する学校種別に必要な教員免許を有する方
- （４）大学等において、奨学金の貸与を受けていた方
- （５）大学等において貸与を受けた奨学金の返還期間の終了日が令和8年4月以降であり、本認定申請時点で奨学金の返還を延滞しておらず、かつ、返還期限猶予制度もしくは減額返還制度の適用を受けていない方
- （６）本補助金の交付について、都が代理返還制度を活用して、貸与を受けている奨学金貸与団体に直接支払うことを了承する方
- （７）その他都が不適切と認める事項に該当しない方

- ※ 返還残期間が令和8年3月以前の場合は支援対象となりません。
- ※ 本認定申請時点で奨学金返還の延滞が発生中、もしくは、返還期限猶予制度や減額返還制度の適用を受けている場合は認定対象とはなりませんのでご注意ください。
- ※ 令和6年度以前に正規の私立学校教員として採用された方は、支援対象となりません。

3 補助金の額

補助金の額は、大学等の在学時に貸与を受けた奨学金の額のうち、令和7年4月1日以降に正規の私立学校教員として採用された後、**交付候補者としての認定を受けた年度当初時点での返還残額の2分の1**（100円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）の額です。ただし、一人**150万円を上限**とし、**最長10年に分けて支援**します。

※日本学生支援機構の「第一種奨学金」及び「第二種奨学金」どちらも支援対象になります。

※第三者による代理返還制度があり、公的機関等が実施する貸与型奨学金であれば、上記以外も対象になる場合があります。対象になるかどうかは都が個々に判断しますので、詳細な奨学金の返還内容等がわかるものをご用意の上、お問合せください。

※日本学生支援機構の「第二種奨学金」に係る利子については、認定申請時に提出する奨学金返還証明書に記載されている年利率が返還終期まで固定されるものとみなし、返還残高を算出します。

4 交付候補者認定申請

再募集期間

(1) 申請期間

令和7年11月4日(火) 9:00 ~ 令和7年12月15日(月) 23:59

※申請期間後の申請は受け付けられません。

※申請にあたり、**奨学金貸与団体が発行する各種証明書等（申し込みから発行まで2週間以上かかる場合もあります。）の提出が必要**ですので、これらの必要書類の発行手続きは早めに行い、申請〆切に間に合うよう十分余裕をもって申請の準備を進めてください。

(2) 申請方法・提出書類

ア 認定申請書（様式第1号）

以下のリンク先の **LoGo フォーム** に必要事項を入力してください。

『返還する奨学金の情報』については、以下の『イ 奨学金の借入を証する書類』として別途ご用意いただく各書類を参照しながら、入力してください。

イ 奨学金の借入を証する書類で都が別に定めるもの

次のページ「認定申請にあたっての注意事項」に記載されている必要な添付書類をご用意いただき、スキャンし PDF データ化して提出してください。

ウ 在職証明書（様式第2号）

様式をダウンロードして、勤務先の学校の事務ご担当者様にお渡しいただき、ご記入・ご証明をいただいた上で、スキャンし PDF データ化して提出してください。

エ 奨学金貸与団体等への個人情報提供同意書（様式第3号）

以下のリンク先の **LoGo フォーム** に必要事項を入力してください。

★申請用 LoGo フォームリンク: <https://logoform.jp/f/8dfhQ>

※LoGo フォーム未登録の方は申請前に登録が必要です。

※入力内容を誤ったまま送信ボタンを押して申請した場合、都担当(9 問合せ先)までご連絡を。



《 認 定 申 請 に 当 た っ て の 注 意 事 項 》

日本学生支援機構の奨学金を貸与された方が申請する場合、以下の注意事項をご確認ください。
日本学生支援機構以外の奨学金の場合は、都に別途ご相談ください。

① 提出書類イ：奨学金の借入を証する書類

① 奨学金返還証明書(令和7年4月1日以降発行)

奨学金返還証明書				見 本	
奨 学 生 番 号 810-**-*****					
氏 名 機構 太郎					
学 校 名 機構大学					
(令和**年**月**日現在)					
貸与総額	*, **, **円	返還総額	*, **, **円		
割賦方法	月賦	年 利 率	*, **, **%		
割賦金	*, **, **円	最終回割賦	*, **, **円		
返還回数	**回	残 回 数	**回		
現在の残額	*, **, **円				
元 金	*, **, **円				
利 息	*, **, **円 (****年**月分まで)				
返還残期間	****年**月分 から ****年**月分 まで				
備 考	利息には、未到来月分は含んでいない。				

上記のとおり相違ないことを証明する。
令和**年 **月**日

東京都中央区銀座6-18-2
独立行政法人日本学生支援機構
奨学事業戦略部長 青 英 一 郎

JASSO

公印
(印影印刷)

令和7年4月1日以降、本申請までの間に既に日本学生支援機構への返還を行っている場合、以下の②の書類も提出してください。(※まだ返還が始まっていない場合は、②の提出は不要)

② 奨学金返還額証明書(証明期間については、下記に従って指定してください。)

ア) 令和7年11月分の返還額引き落とし前までに奨学金返還証明書を発行していた場合

→ 令和7年(2025年)4月1日～令和7年(2025年)10月31日

イ) 令和7年11月分の返還額引き落とし後(引落日:11月27日)、12月分の返還額引き落とし前までに奨学金返還証明書を発行する場合

→ 令和7年(2025年)4月1日～令和7年(2025年)11月30日

※令和7年4～11月の各月返還分が既に引き落とされている場合、その期間の返還額も返還残高に含めて補助金の額を算定します。

※証明期間の設定ミスが多いため、上記 ア)、イ) のどちらか、十分ご確認ください。

奨学金返還額証明書				見 本	
奨 学 生 番 号 810-**-*****					
氏 名 機構 太郎					
学 校 名 機構大学					
(令和**年 **月**日現在)					
対 象 期 間	****年**月**日 から ****年**月**日 まで				
返 還 額	*, **, **円				
元 金	*, **, **円				
利 息	*, **, **円				

指定された対象期間に返還いただいた返還額は
上記のとおり相違ないことを証明する。
令和**年 **月**日

東京都中央区銀座6-18-2
独立行政法人日本学生支援機構
奨学事業戦略部長 青 英 一 郎

JASSO

公印
(印影印刷)

② 複数の奨学金を借りている場合(第一種奨学金と第二種奨学金を併用の場合等)

上記①の証明書のご提出に当たり、複数の奨学金を利用している場合は、以下に沿ってご対応ください。

(1) 1つの奨学金で返還総額が300万円以上のものが複数ある場合

返還総額が300万円以上の奨学金のうち、任意の一つを選んで申請してください。

複数の奨学金について申請することはできません。

(2) 全ての奨学金の返還総額がそれぞれ300万円未満の場合

以下ア・イの合計額を支援額とします。

ア 返還総額が最も多い奨学金の返還総額の2分の1の額

(100円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨て)

イ 「150万円からアを差し引いた額」と、

「返還総額が次に多い奨学金の返還総額の2分の1の額」を比べ、少ない方の額

※ 3件以上の奨学金があり、アとイの合計額が150万円に達しない場合、150万円に達するまで、「アとイの合計額」に「イの考え方を準用して算出した額」を加えた金額を支援額とします。

※ 100円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てます。

5 補助金交付候補者認定等

補助金交付候補者認定申請を審査の上、認定の可否を令和8年2月頃(予定)にお伝えします。その際に、6ページの「参考」に記載した方法による都の代理返還額の見込みも合わせてお伝えしますので、ご自身の奨学金残額の返還計画の参考にしてください。

なお、交付候補者認定を受けた方で、申請時から勤務状況や奨学金返還額等の変更があった場合は、必ず都へご連絡ください。各種手続きが必要となる場合があります。

6 補助金交付申請及び交付決定等

今年度認定を受けられた交付候補者の方に対して、令和8年3月頃(予定)に、補助金交付申請書の提出依頼をお知らせいたします。お知らせを受けた交付候補者の方は、令和8年4月末までに都に対して、必要書類を添付の上、補助金交付申請を行う必要があります。

手続きの詳細は、補助金交付申請書提出依頼のお知らせの際にあらためてご連絡します。

なお、申請にあたり、奨学金貸与団体が発行する各種証明書等の提出が必要ですので、これらの必要書類の発行手続きをあらかじめ行い、申請〆切に間に合うよう十分余裕をもって申請の準備を進めてください。

都は、交付申請の内容を審査し、令和8年5月末頃(予定)に交付決定を行います。補助金は、奨学金貸与団体に対して**都が代理返還により直接支払う方法によって行います。**(日本学生支援機構の奨学金で定額返還方式を選択している場合、代理返還は先掛返還での支払いを予定しています。)

また、交付決定に際し、都は6ページの「参考」に記載した方法により、毎年度の補助金交付額(都の代理返還額)をあらためて算出いたします。毎年度の補助金交付申請時の状況により、交付候補者認定の際の見込み額とは変わる場合があります。

なお、都から奨学金貸与団体への支払時期は、令和8年6月以降を予定しています。

7 交付決定の取消し

以下の事項に該当した場合、交付決定の一部又は全部を取り消します。

- (1) 1 ページ目に記載の補助金交付対象者としての要件を満たさなくなった場合
- (2) 補助金が交付される年度の4月1日の在職が確認できなかった場合
- (3) 勤務する私立学校における就業規則等に基づき、懲戒を事由として停職又は解雇の処分を受けた場合
- (4) 奨学金の返還を免除された場合
- (5) 奨学金返還の延滞が発生した場合、又は、奨学金貸与団体より返還期限の猶予もしくは減額返還の適用を受けていた場合
- (6) 本事業の補助範囲について、他の団体から二重に奨学金の返還支援を受け、不当に利得を得た場合
- (7) 補助金の交付を受けるために虚偽の申告又はその他不正の行為を行った場合
- (8) 奨学金を全て返還し、奨学金貸与団体へ代理返還できない場合
- (9) その他都が不適切と認めた場合

8 個人情報の取扱いについて

都が保有する情報について、本事業実施の目的に限り、必要な範囲内で関係機関に提供する場合がありますので、ご了承ください。

9 問合せ先

東京都生活文化局私学部連携支援課（人材支援担当）

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

TEL 03-5388-3847

メールアドレス：S1161503@section.metro.tokyo.jp

★問合せ先 LoGo フォームリンク：<https://logoform.jp/f/0LYx>



FAQ も掲載しておりますので、[こちら](#)もご参照ください。

参考：補助金交付対象期間・毎年度の補助金交付額（都の代理返還額）の算出方法等

毎年度の補助金交付決定額は、以下の計算方法により都で決定する予定です。

○毎年度の補助金交付決定額の算出方法

$$= \text{奨学金返還残額}(\text{※上限 300 万円}) \div 2(2 \text{ 分の1支援}) \div \text{返還残年数(最長 10 年間支援)}$$

※1円未満の端数が生じた場合は切り捨て

ただし、返還残期間が令和17年（西暦2035年）3月以前の場合、以下の表に従い返還残額を除した額を毎年度の交付額とします。

返還残期間の終了日	毎年度交付額	交付回数
令和16年4月～令和17年3月	交付決定額÷9	9
令和15年4月～令和16年3月	交付決定額÷8	8
令和14年4月～令和15年3月	交付決定額÷7	7
令和13年4月～令和14年3月	交付決定額÷6	6
令和12年4月～令和13年3月	交付決定額÷5	5
令和11年4月～令和12年3月	交付決定額÷4	4
令和10年4月～令和11年3月	交付決定額÷3	3
令和9年4月～令和10年3月	交付決定額÷2	2
令和8年4月～令和9年3月	交付決定額÷1	1

※上記は、日本学生支援機構の奨学金で、定額返還方式を選択している場合です。

【注意事項】

- (1) 奨学金貸与団体の代理返還制度に基づき交付するため、奨学金貸与団体の制度やご本人が選択した返還方法により、毎年度の交付額及び交付方法が、本要項とは異なる場合があります。
- (2) 日本学生支援機構の所得連動返還方式（※第一種奨学金のみ利用可能）を選択し、上記の交付額及び交付方法を適用できない場合、返還総額を踏まえ、事業目的に沿って交付対象期間を一定期間確保できるよう、毎年度の交付額を決定する予定です。
- (3) 都が交付決定した毎年度の支払（代理返還）が継続している途中で、ご本人が繰上返還を行う等により奨学金が全額返還された場合、残りの期間の交付は行いませんので、ご注意ください。
- (4) 毎年度の交付申請の際に、4月1日時点で私立学校教員として在職していることや、ご本人の返還状況等を確認させていただいた後、交付決定を行います。4月1日より前に退職した場合など、在職が確認できなかった場合や、奨学金の延滞の発生、返還期限の猶予又は減額制度を利用されている場合は、交付決定は行いませんので、ご注意ください。
- (5) 勤務先の私立学校の就業規則等に基づき懲戒を事由とした停職の処分を受けた場合、停職期間が生じた月数分の金額を毎年度交付額から控除して交付します。（月の途中に一日でも停職期間が生じた場合は一月と数えます。）

【交付金額算定例】

※以下は、日本学生支援機構による定額返還方式に基づく交付金額算定例です。奨学金貸与団体の制度やご本人の返還方法により、算定方法が変わる場合があります。

(例1) * 貸与総額 3,500,000 円

* 交付申請時の返還残額 3,500,000 円で、返還残期間が令和 25 年 3 月までの場合

補助金交付額：1,500,000 円 (3,500,000 円 ÷ 2 = 1,750,000 円) ※上限 150 万円

毎年度交付額：150,000 円 (1,500,000 円 ÷ 10 = 150,000 円)

交付予定 総額 (予定)	採用 1 年目 令和 7 年度	採用 2 年目 令和 8 年度	採用 3 年目 令和 9 年度	採用 4 年目 令和 10 年度	採用 5 年目 令和 11 年度	採用 6 年目 令和 12 年度	採用 7 年目 令和 13 年度	採用 8 年目 令和 14 年度	採用 9 年目 令和 15 年度	採用 10 年目 令和 16 年度	採用 11 年目 令和 17 年度
1,500,000	0	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000

(例2) * 貸与総額 3,000,000 円

* 交付申請時の返還残額 1,450,692 円で、返還残期間が令和 15 年 10 月までの場合

補助金交付額：725,300 円 (1,450,692 円 ÷ 2 = 725,346 円) ※100 円未満の端数切捨て

毎年度交付額：103,614 円 (725,300 円 ÷ 7 = 103,614 円) ※1 円未満の端数切捨て

交付予定 総額 (予定)	採用 1 年目 令和 7 年度	採用 2 年目 令和 8 年度	採用 3 年目 令和 9 年度	採用 4 年目 令和 10 年度	採用 5 年目 令和 11 年度	採用 6 年目 令和 12 年度	採用 7 年目 令和 13 年度	採用 8 年目 令和 14 年度	採用 9 年目 令和 15 年度	採用 10 年目 令和 16 年度	採用 11 年目 令和 17 年度
725,300	0	103,614	103,614	103,614	103,614	103,614	103,614	103,614	-	-	-

* 仮に、ご本人が繰上返還を行い、交付申請時から採用 6 年目の 10 月に完済した場合、採用 7 年目以降の交付は取消します。